

## 奨学金給与規程

### (目的)

第 1 条 公益財団法人加藤奨学財団(以下「本財団」という。)定款第 4 条に基づきその細則を定める。

### (奨学生の資格)

第 2 条 本財団の奨学生となる者は、大学院、大学、に在学し、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

### (奨学生の種類)

第 3 条 奨学生の種類は次に掲げるものとする。但し、本財団の財政状況の事情により大学院生の採用を中止することができる。

(1) . 大学院奨学生

(2) . 大学奨学生

### (奨学金の給与期間及び金額)

第 4 条 奨学金を給与する期間は正規の最短就業期間とする。

2 . 前項の期間中に給与する奨学金は次の通りとする。

(1) . 大学院奨学生-----月額 30,000 円

(2) . 大学奨学生 - -----月額 30,000 円

3 . 定められた給与額は原則として当該年度中は変更しない。

### (奨学金の交付)

第 5 条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2 ヶ月分以上を合わせて交付することができる。

2 . 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

### (奨学金受領書の提出)

第 6 条 奨学金の交付を受領した奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を本財団事務局へ提出しなければならない。

### (学業成績及び生活状況の報告)

第 7 条 奨学生は、毎年度末、学業成績証明書及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければならない。

### (異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合、直ちに本財団事務局へ届出なければならない。

(1) . 休学、復学、転学又は退学したとき

(2) . 停学その他の処分を受けたとき

### (奨学金の休止及び停止)

第 9 条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 . 奨学生の学業又は素行などの状況により指導上必要と認められたときは、奨学金の交付を停止する。

### (奨学金の復活)

第 10 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学校の復学証明書を添えて願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

### (奨学金の打ち切り)

第 11 条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を打ちきる。

(1) . 傷痍疾病などのため学業の見込みがなくなったとき

(2) . 学業成績又は素行が不良となったとき

(3) . 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(4) . 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(5) . 在学で処分を受け学籍を失ったとき

(6) . その他、第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

### (奨学金の辞退)

第 12 条 奨学生はいつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

### (奨学生の指導)

第 13 条 本財団は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行う。

### 付則

1 . この規程は昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

2 . 昭和 44 年 4 月 1 日一部変更

3 . 昭和 50 年 4 月 1 日一部変更

4 . 昭和 62 年 4 月 1 日から第 4 条 2 項を変更

5 . 平成 8 年 4 月 1 日から第 4 条 2 項を変更

6 . 平成 19 年 4 月 1 日から第 4 条 2 項(2)号を変更 (大学生月額 25,000 円 30,000 円とする)

7 . 平成 26 年 5 月 25 日、名称変更、3 条但しき追加及び高等専門学校削除

8 . 平成 31 年 3 月 24 日付第 4 条 2 項大学院生の給与を平成 31 年 4 月から月額 20,000 円 30,000 円に改定する